国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百六十二円」を「六百五十二円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「平成二十年三月一日から平成二十一年二月二十八日まで」を「平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第五十一号）」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二十四号）」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千二百八十八円」を「千二百六十九円」に改め、同条第二号中「五十二円」を「五十一円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百七十八円」を「二千三百四十六円」に改める。

第二条中「千四百六十八円」を「千四百四十七円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二十八円」を「二十七円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる政令の規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「算定政令」という。）第一条　平成二十一年度分の事務費負担金

二　算定政令附則第二条　平成二十一年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十一年度分の事務費交付金

四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条　平成二十一年度分の事務費交付金

五　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　平成二十一年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

日本中央競馬会の平成二十二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二十五号

日本中央競馬会の平成二十二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成二十二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成二十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成十九年政令第三百八十九号）は、廃止する。

農林水産大臣　赤松　広隆

内閣総理大臣　鳩山由紀夫